本号で公布された条例 0 あ らまし

埼 玉県薬 物 \mathcal{O} 濫 用 \mathcal{O} 防 止 に 関する条 例 绮绮 玉県条例 第十九号) (薬務

趣旨

民 薬 に 物 \mathcal{O} \mathcal{O} 物 寄 製 健 \mathcal{O} 造、 依 与 康 \mathcal{O} す 存 及 る び 販 症 用 安 売 た か \mathcal{O} \Diamond 全 等 5 防 を \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 止 条 確 規 患 保 制 者 例 関 を \mathcal{O} L 行 口 県 う 復 民 ر \mathcal{O} 等 لح が 支 \mathcal{O} に 援 安 責 ょ 心 \mathcal{O} 務 り、 た を て \Diamond 明 暮ら 薬 \mathcal{O} 6 物 施 カュ す 策 \mathcal{O} ر ح 濫 を L 用 定 8 が に 基 で ょ る 本 きる る と 的 危 と な 害 社 ŧ 施 会 カュ に 策 及 \mathcal{O} 5 実 県 薬 び

内容

薬物」 \mathcal{O} 定

ア 大麻 取 締法に規定する大麻

1 覚 せ、 V) , 剤 取 締法 に規定する覚醒 剤、 覚 醒 剤 原料

工 あ へん 法 に 規 定 する け Ĺ あ へん、 けし が 5

ウ

薬及

び

向

精

神

薬取締法に規定する

麻薬、

麻

薬原

料

植

物

向

精

才 毒 及 び 劇物 取 締 法 施行 令に規定す る物

力 医 |薬品、 医療機 器等 \mathcal{O} 品 質、 有効性及び安全性 \mathcal{O} 確保等に 関する法 律 に 規

定する 指定薬物

丰 する蓋 発生するおそれ ア カュ 然 らカまで 性 が 高 が < \mathcal{O} あ ほ る カュ カュ を認 つ、 中 \emptyset 人 枢 6 0 神 れ 身 経 体 系 る 12 \mathcal{O} 使 興 奮若 用された場合 L < は 抑 に保 制 又 健 は 衛生上 幻 覚 \mathcal{O} \mathcal{O} 作 危 用 害が を 有

県等の 責務

ア 県の 責務

1 県民 の責務 (努力義務

ウ 不 産業を 営む者等の 責務 (努力義務)

 (\equiv) 薬物 \mathcal{O} 濫用 \mathcal{O} 防 止 に 関 す る 基 本的な施策

推進 体 制 \mathcal{O} 整

查 研 究

ウ \mathcal{O} 収集及 び 提供

工 育 及 び学習 \mathcal{O} 推 進

オ \mathcal{O} 依 存 症 カュ 6 \mathcal{O} 口 復 支援

(四) 薬物 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た \emptyset \mathcal{O} 規 制

T 知 事 指 定薬 物 \mathcal{O} 指定

0 区域内におい て現に濫用され、 又は濫用されるおそれがあ り、 つ、

最新 \mathcal{O} 科学的 知見に 基づき精神毒性 を有すると認めら れる薬物 を 知事指定

薬物として指定

イ 知事指定薬物の製造等の禁止

- 類造、栽培
- 販売、授与、販売・授与の目的で所持
- ⇒ 販売・授与の目的で広告
- エ゙ 所持(販売・授与目的を除く)、購入、譲り受け、使用
- 場 場所の提供、あっせん

ウ 立入調査等

知事の指定する職員、公安委員会規則で定める警察職員

工警告

オ 製造中止等の命令

カ緊急時の勧告

キ 公安委員会の要請

田 規則への委任

(六) 罰則

ア 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金

命令違反(四イ⑴、⑴の行為)

イ 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

『 行為違反(四イ『、』の行為)

(() 命令違反(四イ(())、口の行為)

ウ 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金

行為違反(四イ)、、この行為)

エ 三十万円以下の罰金

命令違反(四イ団の行為)

オ 二十万円以下の罰金

立入調查拒否等

カ 法人等に対する両罰規定

三 施行期日

平成二十七 年 · 四 月 日 (ただ し、 知事指定薬物の禁止行為に関する規定、

命 令等に関する規定及 び罰則に関する規定は、 平成二十七年五月一日)